

令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する 学習・生活支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、生活困窮家庭の子ども（小学5・6年生、中学生及び高校生世代（高校生、高校中退者及び中卒者等））を対象に、学習支援及び教育相談を実施するとともに、その保護者も含めた生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等に取り組み、高等学校や大学等への進学を支援することにより、卒業後の安定した就職に結び付け、生活困窮家庭の子どもの自立促進を図ることを目的に、三重県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は県とし、効果的な実施が期待できる団体（以下「受託者」という。）に事業の一部を委託する。

3 事業内容

生活困窮家庭の子どもを対象に学習の場を提供し、学習習慣を確立し、学習意欲を高め、高等学校、大学等への進学率向上を図る。

また、生活習慣の改善に関する助言及び進学、就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等に取り組み、高等学校や大学等への進学を支援することにより卒業後の安定した就職に結び付け、生活困窮家庭の子どもの自立促進を図る。

また、必要に応じて、保護者への教育相談等の生活、養育支援を行う。

4 支援対象者

（1）支援対象者

本事業の対象者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 被保護者の場合

（ア）北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所（以下「県福祉事務所」という。）において生活保護を受給している世帯の子ども。

（イ）本事業への参加に同意した者。

イ 被保護者を除く生活困窮者の場合

（ア）県福祉事務所の所管区域内（（2）事業対象地区参照）にある町に居住地

を有する世帯（家庭）の子ども。

- (イ) 就学援助の対象（町教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）となっている世帯（家庭）の小学5・6年生、中学生及びこれと同様の困窮状況にある世帯（家庭）の高校生世代。

- (ウ) 本事業への参加に同意した者。

(2) 事業対象地区

各地区の事業対象地区は次のとおりとし、受託者は、すべての事業対象地区的支援対象者に対し、支援を行う。

地 区 名	事 業 対 象 地 区
北勢地区	桑名郡（木曽岬町）、員弁郡（東員町） 三重郡（菰野町、朝日町、川越町）
多気度会地区	多気郡（明和町、大台町）、 度会郡（玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）
紀北地区	北牟婁郡（紀北町）
紀南地区	南牟婁郡（御浜町、紀宝町）

5 事業実施体制の整備

(1) 教育支援員の設置

本事業を実施するにあたり、受託者は、(3)に規定する要件を備えた教育支援員を4(2)に規定する各地区に配置し、事業の実施を行うこと。

なお、教育支援員は他地区の教育支援員を兼ねることができる。

(2) 統括責任者の設置

本事業を実施するにあたり、受託者は、(3)に規定する要件を備えた統括責任者を4(2)に規定する各地区に配置し、事業の企画・運営等を行うこと。

なお、統括責任者は教育支援員を兼ねることができる。

(3) 教育支援員・統括責任者の要件

教育支援員および統括責任者は、教員免許を所持している、または学習塾での学習指導経験がある等支援対象者への学習・生活支援の能力を有するとともに、生活困窮家庭の福祉の向上に理解と熱意のある者であること。

6 支援内容

(1) 家庭訪問、学習支援教室およびオンラインによる学習支援

1回90分、週1回程度とする。

(2) 生活支援等

教育支援員は、家庭訪問等により面接を行い、支援対象者に生活習慣の改善

に関する助言を行うとともに、次の支援を行う。

ア 子どもの日常的な学習習慣に関すること。

イ 子どもの高等学校・大学等への進学、就労に向けた進路選択や再就学の相談支援等に関するこ

ト。

ウ ひきこもりや不登校に関するこ

ト。

(3) 関係機関との連携

(1) 及び(2)を実施するにあたって、受託者は、県、県福祉事務所、自立相談支援機関及びその他の関係機関と連携するものとする。

7 学習支援の実施

(1) 学習支援の実施方法

受託者は、支援対象者の希望に応じて次の方法により支援を行うこととする。

なお、支援の方法は支援対象者の希望に応じて柔軟に対応することとする。(月に2回家庭訪問、2回オンラインなども可とする)

ア 家庭訪問による実施

家庭訪問により実施する場合、支援対象者世帯のプライバシーに配慮のうえ、支援を実施する。

イ 学習支援教室の開設による実施

受託者は、県及び事業対象地区を所管する県福祉事務所等と協議の上、学習支援教室の場所等を決定し、学習支援教室を開設したうえで、支援を実施する。

事業対象地を所管する県福祉事務所等は、学習支援教室の開設にあたって、場所の提供等の必要な協力をうながす。

ウ オンラインによる実施

受託者は、オンラインによる学習支援を利用する環境が整っていない支援対象者に対しては、タブレット端末の貸与等により、環境整備を行うこととする。

受託者は、オンラインによる学習支援を実施する場合、事前に支援対象者やその保護者と対面による面談を行うこととする。

(2) 支援対象世帯（家庭）の選定

ア 被保護者の場合

県福祉事務所は、管内の子どもがいる被保護世帯について、子ども及びその保護者の学習、生活実態等を把握し、本事業への参加の呼び掛けを行う世帯を選定する。

イ 被保護者を除く生活困窮者の場合

自立相談支援機関において、子どもがいる生活困窮世帯（家庭）について、子ども及びその保護者の学習、生活実態等を把握し、本事業への参加の呼び掛けを行う世帯（家庭）を選定する。

(3) 事業参加の呼び掛け及び同意書の徴取

県福祉事務所及び自立相談支援機関（以下「選定機関」という。）は選定した世帯（家庭）の子ども及びその保護者に対し、事業参加への呼び掛けを行う。

なお、呼び掛けにあたっては、必要に応じ、教育支援員と連携し、これを行う。

事業参加の同意が得られた場合は、選定機関は支援対象者から「同意書」（様式第1号）を徴取する。

（4）同意書等の引渡し

ア 選定機関は、支援対象者から同意書を徴取した場合は、「概要調書」（様式第2号）を作成し、受託者に当該同意書等（写し）と併せて引き渡す。

イ 受託者は、選定機関から同意書等（写し）を受領し、「受領書」（様式第3号）を記入の上、選定機関に提出する。

（5）教育支援員による支援の開始

支援の開始に際しては、支援対象者、選定機関職員及び教育支援員による面談（以下「初回面談」という。）を行うものとする。また、必要に応じて、地域福祉課職員が同席するものとする。なお、選定機関は、支援対象者に係る初回面談の日時を調整の上、当該日時を教育支援員に連絡するものとし、初回面談は、原則として支援対象者の居宅、学習支援教室、町役場、県福祉事務所等において行うものとする。

また、支援の開始後、支援対象者及び選定機関職員による面談（以下「中間面談」という。）を行うものとする。なお、支援対象者が中学3年生、高校3年生の場合、原則として教育支援員が同席するものとする。また、選定機関は、支援対象者に係る中間面談の日時を調整の上、当該日時を教育支援員に連絡するものとし、中間面談は、原則として支援対象者の居宅、学習支援教室、町役場、県福祉事務所等において行うものとする。

（6）選定機関への報告

受託者は、当月にかかる教育支援員等の活動状況を翌月10日までに、「学習・生活支援状況報告書」（様式第4号）により県に報告するものとする。

なお、「学習・生活支援状況報告書」によらない報告を希望する場合は、県と協議すること。県が認めた場合は、希望する報告様式により報告することを認める。

8 学習支援に要する費用

（1）学習支援に要する費用

本事業に参加する支援対象者の参加費用は無料とする。ただし、参考図書（学習支援教室で使用する学習基本教材を除く。）、辞書などの副教材費は、支援対象者の負担とする。

また、支援対象者が学習支援教室に通う交通費は自己負担とし、受託者は送迎を行わない。

なお、支援対象者のうち4（1）アに該当する者の交通費については、生活保

護法第12条第2号に規定する移送費として支給する。

学習支援教室の開設により学習支援を実施するための費用は、受託者の負担とする。

また、オンラインによる学習支援を実施するためのタブレット端末の貸出等に要する経費についても、通信料も含めて受託者の負担とする。

9 個人情報の保護及び漏えいの防止の徹底

受託者は、個人情報の保護及び漏えい防止の徹底を図り、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。

また、個人情報については紛失等が決してないよう厳重に金庫、書庫に保管するものとする。

10 事業報告の提出

受託者は、事業完了後速やかに事業実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

この要領に定めるもののほか、令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。